



2023年7月18日

各 位

会 社 名 ロングライフホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 小嶋 ひろみ
(スタンダード・コード: 4355)
問合せ先 常務取締役 大麻 良太
(TEL. 06-6373-9191)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年8月4日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|---|
| (1) 基準日 | 2023年8月4日（金曜日） |
| (2) 公告日 | 2023年7月20日（木曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
https://www.longlife-holding.co.jp/ |

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2023年6月14日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、NPMI-LLH株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、並びにロングライフ総研株式会社、遠藤正一氏、遠藤教子氏、河原田美香氏、遠藤拓馬氏、遠藤良太氏、及び遠藤歩氏が所有する当社株式のうち、本公開買付けに応募しないことを合意した当社株式（以下、総称して「不応募対象株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、

当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者、本臨時株主総会において上記株式併合に係る議案に賛成することを合意しているロングライフ総研株式会社及び遠藤正一氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けが成立した場合でも、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）を取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以 上